

林道への不法投棄に関する一考察

秋田県平鹿地域振興局 ○村上 雅美・小松 清繁
富樫 均・若松 孝行

1. はじめに

林道の現場で不法投棄を発見すると、我々林業に携わる者は誰しもが暗い気持ちとなる。保育が適正に実施され、整然と収穫を待つばかりの針葉樹林や、豊かな山の恵みをもたらしてくれる広葉樹林の中で、無造作に散乱した不法投棄物を見かけると、何とも言えぬ違和感を感じる。

森林やそれを利用するための林道に対する社会の期待や要請はますます高まりを見せている。このような中での森林への不法投棄は、環境面への影響はもとより、森林や林道に対するイメージの低下に繋がりがかねない。

このような事態を防ぐためには、不法投棄の未然防止だけではなく、早期発見と早期対応を図り、実行者の特定と徹底した原状回復を行うことが必要であるが、林道は人目につきにくく広範囲に及ぶため、その対策には解決しなければならない多くの問題がある。

不法投棄は林道に限られた問題ではないが、今回は林道の視点から、不法投棄の実態と現在行われている監視活動などの対策について報告すると共に、対策を実行する上での問題点や、今後のより有効な対応策について検討したので紹介する。

2. 研究方法

不法投棄の現状を把握するため、不法投棄の防止と早期発見のために設置されている、県の環境監視員の活動報告書を基に調査を実施した。

また、横手市役所と横手保健所からの事前情報を基にした現地調査と、横手市環境監視員に同行した現地調査を併せて実施することにより、不法投棄の場所別の発見箇所数や種類別の投棄物数などのデータ収集を行い、その実態や傾向について分析を行った。

そして、これらの情報を現在行われている監視活動や防止対策の効果と照らし合わせて、林道を利用した不法投棄の特異性を考慮した防止対策の問題点と対応策を検討した。

(1) 調査方法・内容

- ① 県環境監視員の活動報告書（H18中の35日間のデータ）を基にした、場所別の発見箇所数及び種類別の投棄物数の調査の実施
- ② 横手市役所と横手保健所からの事前情報を基に、林道での場所別の発見箇所数及び種類別の投棄物数の現地調査の実施
- ③ 横手市環境監視員に同行し、林道で多く不法投棄される場所と投棄物を掘り下げた現地調査の実施（不法投棄情報の多い管内3路線の林道）
- ④ 横手市福祉環境部、横手保健所、横手警察署、横手市環境監視員から、現在行われている不法投棄への防止対策と対策上の問題点などの聞き取り調査の実施

3. 結果

(1) 場所別の不法投棄発見箇所数・・・(調査方法：①)

市・県・国道敷地	河川敷地	林道敷地	農道敷地
21箇所	9箇所	7箇所	7箇所

※その他は建物敷地など。林道での監視活動率が低いことと、開業時期以降は不法投棄物を発見しにくいことなどから、林道への実際の不法投棄はデータより多いと推測される。

(2) 種類別の不法投棄物数・・・(調査方法：①)

タイヤ	家電製品	家具等	自動車等	建築・農業廃材
62本	30個	10個	7台	3個

※林道でも同様の結果。家電製品の中では、テレビなど1人で持ち運べる物が多く、冷蔵庫や洗濯機などの大きくて目立つ物は少なかった。

(3) 林道で多く不法投棄される場所・・・(調査方法：②・③)

①待避所や車廻しなどの谷側斜面

【他車の通行の妨げにならない場所に車を止められるため、心理的に余裕が生ずる】

②擁壁の谷側斜面

【他の不法投棄物が確認できるため、「破れ窓理論」により連鎖的に投棄される】

※「破れ窓理論」～建物の窓が壊れているのを放置すれば他の窓もまもなく全て壊されるという環境犯罪学上の理論。

上記の理論を確かめるため、擁壁付近の不法投棄箇所を掘り下げてみたところ、古い投棄物の上に重なるようにして新しい投棄物が確認され、何カ年にも渡って不法投棄が繰り返されてきたことが明らかとなった。

また、今回調査した3路線の林道は舗装されており、また、連絡線形となっているため車の通行性は良好である。しかし、このことが不法投棄の実行者にとっても、もと来た道をUターンして戻らなくても良いなど、有利に働いている面もあるのではないかとと思われる。

(4) 現在行われている不法投棄防止対策・・・(調査方法：④)

①秋田県 ア、平成14年度から環境監視員による監視活動の実施。
イ、県境付近は、隣接保健所との合同監視の実施。

②横手市 ア、合併後の新市により再編成された環境監視員による監視活動の実施。
イ、県と合同の監視体制。

③3機関 ア、平成12年度から県・県警・海上保安庁の3機関合同で、ヘリコプターによるスカイパトロールを年2回(6月・10月)に実施。

④その他 ア、地域住民が参加したボランティアによる撤去作業の実施。
イ、不法投棄防止看板やダミーの監視カメラの設置。

(5) 林道での不法投棄防止対策上の問題点・・・(調査方法：④)

①全線をくまなく監視することは不可能である

②交通量が少なく他人の目に触れにくいので投棄されやすい

③植物の葉が開いた時期は不法投棄を発見しにくい

④何年も蓄積して投棄されている場合は撤去が困難である

⑤市街地近郊と違い住民からの苦情が少ないため、実態があまり知られていない

4. 考察

(1) 不法投棄の対応策(3. 結果の(5)に対する)

問題点	対 応 策	そ の 効 果
①・②	1. 路線の絞り込み 2. 監視活動回数の増加 3. 不法投棄物の早期撤去	不法投棄防止に力を入れている林道であることを住民に周知出来、「破れ窓理論」の芽を摘むことが出来る
③	1. 監視活動の重点期間の設定	春先の開葉前や晩秋の落葉後に監視を行うことにより不法投棄物を容易に発見出来る
④・⑤	1. 住民ボランティアによる協力	林道への不法投棄に対する地域住民の関心が高まり、地域全体の不法投棄への抑止力が高まる

(2) その他対応策

通行止めのバリケードを設ける方法も考えられるが、林道は木材の搬出だけでなく、保健・休養・レクリエーションなどの癒しの場であったり、自然学習や教育の場であったりと不特定多数の人が森林や景観を楽しみに訪れるため、出来る限りバリケードの設置をしなくても良い状況を作っていく必要がある。

また、看板についても、単に「ゴミを捨てるな!」、「罰金〇〇円」といった悪いイメージの看板だけでなく、「市街地中心部の水源地であること」や「歴史上重要な街道であった」などの良いイメージの看板を設置して、林道利用者の意識向上を図っていくこともその他の対応策として考えられる。

(3) 今後の取り組み

最重点路線として、来年度竣工予定林道の監視活動や不法投棄物撤去を徹底的に実施すると共に、重点路線としてこれまで不法投棄の情報が多い林道を絞った監視活動の徹底、また、これら監視活動は投棄物の発見が容易な春先や晩秋に実施すること、その他、林道のイメージアップに繋がる看板の設置等に積極的に取り組んでいくこととした。

(4) 終わりに

不法投棄防止対策は林道に限って論じられるものではなく、社会全体の問題として捉えるべきものである。

しかし、循環型社会の形成に重要な役割を果たすべき林道が、不法投棄の場となることは本来あってはならないことであり、森林がもたらす様々な恩恵を損なわせることに繋がりがねない。その意味で、林道を利用した不法投棄は注目されるべきと考える。

林道は、森林の整備や林産物の生産、レクリエーションなど様々な森林内での活動や生活道路として、我々の暮らしに欠かせないものであり、これからもっと有効に活用されていくと思う。その林道を不法投棄から守っていくことは我々の役目であり、不法投棄防止対策の基本は監視活動の実施と地域住民への啓蒙であると思う。地道ではあるがこの活動を継続していきたいと思う。